

テレワーク対応リフォーム補助制度のご案内

静岡県では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、「新しい生活様式」の定着を図るため、既存住宅におけるテレワークを始めとした「新しい生活様式」に対応したリフォーム工事に係る経費（消費税含む）に対して、その費用の一部を補助します。

制度概要

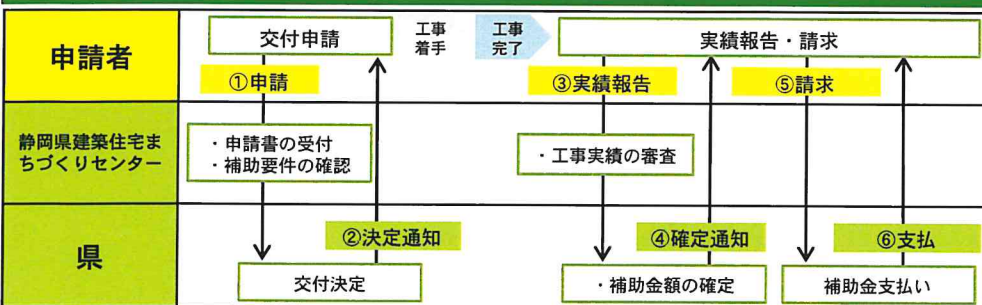
申請受付期間 令和2年11月30日（月）～ 令和3年2月26日（金）（必着）

※申請受付は先着順。予算がなくなり次第、終了となります。

※**工事着手後の申請は受付できません。**

概要	①新たにテレワークスペースを確保する等の住宅のリフォーム工事に対する助成 （①は必ず実施する必要があります。） ②感染予防や家事負担軽減等の「新しい生活様式」に対応した住宅のリフォーム工事に対する助成 ③①又は①及び②のリフォーム工事にしずおか優良木材等を使用した場合の割増補助											
対象住宅	居住者又は居住予定者（工事後、速やかに居住する予定の者も含む）である個人がリフォーム工を実施する静岡県内の既存住宅 （戸建て住宅、併用住宅（住宅部分のみ）、共同住宅（専用部分のみ）、長屋等で、所有形態は、個人が所有する住宅、賃貸住宅等が対象になります。）											
補助対象工事	テレワーク対応リフォーム（必須）	新たなライフスタイル対応リフォーム	しずおか優良木材等補助加算									
	<ul style="list-style-type: none"> <デスクタイプ> 室内空間の一角にテレワークを行うためのデスク等を新たに設置する工事 <個室タイプ> 他の室内空間と壁や扉等で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防のための設備の設置や内装の変更等の工事 ・快適な住環境となる省エネや内装の木質化工事 ・家事や子育て等の負担軽減となる工事 など	しずおか優良木材等を床・壁等の仕上げ材に10㎡以上使用する工事									
施工者要件	静岡県内に本店又は支店、営業所を有する建設業者等											
補助額 ①+②+③	テレワーク対応リフォーム（必須）	新たなライフスタイル対応リフォーム	しずおか優良木材等補助加算									
	<h3>最大35万円/戸</h3> （補助対象工事費用の1/2以内） （1,000円未満切り捨て）		<table border="1"> <tr> <th>使用面積</th> <th>補助加算額</th> </tr> <tr> <td>10～20㎡未満</td> <td>3万円/戸</td> </tr> <tr> <td>20～30㎡未満</td> <td>7万円/戸</td> </tr> <tr> <td>30～40㎡未満</td> <td>10万円/戸</td> </tr> <tr> <td>40㎡以上</td> <td>14万円/戸</td> </tr> </table>	使用面積	補助加算額	10～20㎡未満	3万円/戸	20～30㎡未満	7万円/戸	30～40㎡未満	10万円/戸	40㎡以上
使用面積	補助加算額											
10～20㎡未満	3万円/戸											
20～30㎡未満	7万円/戸											
30～40㎡未満	10万円/戸											
40㎡以上	14万円/戸											

申請から支払までの流れ



手続きに必要な書類

申請 申請後、県による交付決定の後に工事着手してください。
（交付決定は、申請受付から10日程度かかります。）
申請の最終締切は令和3年2月26日（金）までです。（必着）

提出方法 **郵送**

工事着手前に提出する書類

- テレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- 事業計画書（要綱様式第2号）
- 収支予算書（要綱様式第3号）
- 工事内容等計画書（要領様式第1号）
- 確認及び誓約書（要領様式第2号）
- 工事概要を記載した図面（平面図等）
- 工事着手前の写真（工事予定箇所が分かる写真）
- 補助対象工事に要する経費の見積書の写し
- 内装、設備等を改修する場合は、感染予防等の性能、家事負担軽減の次世代住宅ポイント対象商品であることが分かる書面
- 木びろい表（要領様式第5号）※しずおか優良木材等補助加算の場合
- 属性別添付書類 ※下記参照
- その他知事が必要と認めるもの

属性別添付書類	所有形態	申請者	添付書類（写し）
	個人が所有する住宅	所有者	所有者
2親等以内の親族		2親等以内の親族	当該住宅の所有を証明する書類、同意書（要領様式第4号） 所有者と申請者の親族関係を証明する書類
賃貸住宅等	賃借人	賃借人	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書（要領様式第4号）
	2親等以内の親族	2親等以内の親族	当該住宅の賃貸借を証明する書類、同意書（要領様式第4号） 所有者と申請者の親族関係を証明する書類

実績報告 提出の最終締切は令和3年3月15日（月）までです。（必着）
工事完了後は速やかに実績報告書を提出してください。

提出方法 **郵送**

工事完了後に提出する書類

- 実績報告書（要綱様式第5号）
- 事業実績書（要綱様式第2号）
- 収支決算書（要綱様式第3号）
- 工事内容等実績書（要領様式第1号）
- 領収書の写し（工事費の内訳が具体的に記載されているもの）
- 工事の施工中及び完成時の写真
- しずおか優良木材製品出荷証明書（要領様式第6号）※しずおか優良木材等補助加算の場合
- 県産材販売管理票の写し※しずおか優良木材等補助加算の場合
- その他知事が必要と認めるもの

申請書類は、静岡県建築住宅まちづくりセンターのホームページからダウンロードできます。

まちなん 検索

